

入学料免除・徴収猶予申請に関するFAQ

2025年8月26日 学生支援課

よくある質問についてまとめています。申請者は、自身の区分に該当する箇所を必ず確認した上で、申請してください。

申請要領および本紙を熟読しても不明な点がある場合は、**申請者本人が大学のGmailアドレス**を使用し、**メール**（scholarship**3**@ad.hit-u.ac.jp宛）でご連絡ください。やり取りの記録を残すため、**窓口や電話での問い合わせには対応できません**ので、ご了承ください。

※**授業料免除を併願する者は、授業料免除・徴収猶予申請に関するFAQも確認してください。**

1.申請全般について

Q1.入学料免除・徴収猶予は誰でも申請可能か？	（入学料免除・徴収猶予申請要領の関連するページ。以下、（入）） p.1
	免除は、以下のいずれかに該当する正規生の場合、申請することができます。 1. 入学前1年以内に学資負担者が死亡した者 2. 入学前1年以内に本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 また、それに準ずる場合 3. 大学院に入学する者であって、経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀者 徴収猶予は、以下のいずれかに該当する正規生の場合、申請することができます。 1. 入学前1年以内に学資負担者が死亡した者 2. 入学前1年以内に本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合 また、それに準ずる場合 3.経済的理由により入学料の納付が困難であり、 かつ学業優秀者 ※本制度は本学に入学することを前提とした制度です。入学を辞退する予定がある者は、申請できません。
Q2.どれくらいの割合で免除されるか？	（入） p.1
	予算の範囲内で免除を実施していますので、申請者数や申請者の家計状況によって結果は変動します。 予算が非常に限られているため、全額免除になることはほぼありません。また、経済的困窮が認められる場合でも不許可となることがあります。
Q3.入学料免除と入学料徴収猶予の併願は可能か？	（入） p.1
	併願することができません。どちらか一方を選択してください。
Q4.申請結果はいつわかるか？	（入） p.1
	前期は7月末頃、後期は10月末頃に大学Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に通知します。 なお、通知を行った旨を本学ウェブサイトにて掲示しますので、定期的に確認してください。
Q5.申請結果が半額免除・不許可だった場合、納付方法はどうか？	指定口座へ振り込みが必要です。結果通知に添付の案内をご確認ください。（振込手数料は申請者負担です。）
Q6.結果発表後に徴収猶予ができるか？	（入） p.4
	半額免除者および不許可者のうち経済的理由を認定された者は、徴収猶予申請が可能です。 申請が完了すると、自動的に入学料の徴収が猶予されます。 対象者には、結果通知の際に案内をお送りしますので、必ずご確認ください。
Q7.判定結果の理由を教えてください。	（入） p.4
	判定結果についての問い合わせには一切応じません。
Q8.申請期限を過ぎた場合、申請可能か？	（入） p.1、5
	申請期限を過ぎた申請は、いかなる理由があっても受け付けできません。

2.申請書類について

Q1.学生支援課窓口で申請書類を提出することはできるか？	（入） p.1、5
	2025年度後期より、 申請方法が郵送のみへ変更となりました。 本学へ持参しての申請 及び宅配便やバイク便等での提出は認めません。
Q2.学生支援課に申請書類が到着するのが、申請期間後になる。受け付けてもらえるか？	（入） p.1、5
	提出期限は2025年 9 月30日(火)17時15分必着です。 申請期間後に到着した書類は、いかなる理由があっても受け付けできません。
Q3.学生支援課に自分の申請書類が届いているのか知りたい。	（入） p.5
	申請書類が学生支援課へ届いているかの問い合わせには応じません。 追跡ができる方法（簡易書留）で送付してください。

Q4.申請期間内に提出が間に合わない書類がある場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.2、5、28
	原則として、全ての必要書類を揃えた上で申請してください。
	ただし、 やむを得ず一部の書類が提出困難な場合に限り、再提出期限までの再提出を認めます。
	申請時に（様式J）「家庭事情申立書」④を同封した上で、設定した再提出期限までに追加提出してください。 提出予定日より提出が遅れる場合は、必ず学生支援課までメールで連絡してください。連絡もなく遅れた場合は、一切受け付けません。 ※原則として、申請書類提出の一週間後までに、理由があって遅れる場合は、10月3日（金）までに設定してください。
Q5.提出した書類を返してほしい。	(入) p.4
	一度提出された申請書類等は返却しません。必要に応じて前もってコピーをとり保管してください。
Q6.記入は手書きでなければいけないのか。	署名以外の部分については、PCでの入力でも問題ありません。 ※Wordデータは配布しておりません ので、PDFをWordに変換するなどしてご対応ください。
Q7.住民票や所得証明書はコピーの提出でも問題ないか？	(入) p.3
	発行3ヶ月以内の原本を提出してください。コピーでの提出は受け付けません。
【[区分2] 独立生計者、[区分3] 一般学生のみ】 Q8.役所で課税証明書・非課税証明書は発行できないと言われた。	(入) p.3
	課税・非課税証明書は、1月1日に住所のあった市区町村で発行されるので、1月1日に住所のあった市区町村に確認してください。（例：令和7年度の証明書は令和7年の1月1日に住所のあった市区町村で発行）
	したがって、海外在住の場合は、発行されないことがあります。
	外国などにいて発行ができない場合は、（様式J）「家庭事情申立書」⑤とパスポートの身分事項ページの写および渡航記録ページの写を提出してください。
Q9.世帯構成員の中に専業主夫/主婦がいます。所得証明書は必要ですか？	(入) p.3、p.6
	所得証明書は、乳幼児、就学者を除き、世帯構成員全員分の提出が必要です。したがって、専業主夫/主婦でも提出が必要です。 （様式J）「家庭事情申立書」②は、お父様（配偶者）の扶養に入っていることが源泉徴収票や確定申告書で確認できる場合、提出は不要です。
Q10.祖父母、きょうだいなどとは同居だが別生計の場合、「世帯構成員」に含めるか？	(入) p.3
	祖父母や兄弟などが「家計支持者」ではなく、かつ本人および父母等の扶養下にはない場合は、含まれません。
Q11.配偶者等（事実婚を含む）と別居・別生計の場合、「世帯構成員」に含めるか？	(入) p.3
	離婚調停中や行方不明など特別な場合を除き、原則として別生計にすることはできません。 （仕事や関係が悪いため別居・別生計は対象外となります。）
Q12. [区分3] 一般学生のみ 父母が別居・別生計の場合、「世帯構成員」に含めるか？	
Q13.世帯構成員に含まれない者（例：[区分1] 外国人留学生の日本国外在住の父母、[区分2] 独立生計者の父母）に仕送りをしている場合、申請できるか？	(入) p.4
	申請者を含む世帯構成員が、世帯構成員に含まれない者へ仕送り等をしている場合、審査対象とはなりません。
Q14.収入はどこまで入れればいいのかわかりません。	非課税の収入や親族からの仕送りをはじめ、受け取っている全てのものは、所得証明書に記載されていなくても必ず記載してください。 申告がない場合、虚偽の申請とみなされ、処分の対象となります。
Q15.年金関係の書類は、公的年金(国民・厚生・共済)の分だけ提出すれば良いですか？	(入) p.6
	公的年金だけでなく受給している全ての年金、例えば、厚生年金基金等の「企業年金」や養老保険等の「私的年金」に関しても書類を提出してください。また、「遺族年金」「障害年金」「恩給」「農業者年金」についても提出してください。
Q16.勤務を開始したばかりで、収入を証明するものがない場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.6
	（様式F）「賃金等支払証明書」、労働条件通知書（雇用契約書）の写、給与明細の写（原則として3か月分の提出が必要）を提出してください。
	労働条件通知書（雇用契約書）の写、給与明細の写については、申請書類提出時に発行されていない場合、後日提出でも構いません。発行され次第、速やかに提出してください。
	※提出が遅れる場合の対応方法については、「2.申請書類について」Q.4を確認
Q17.アルバイトや雇用形態がそれに準じるものを退職した場合、退職先の証明書は必要か？	(入) p.6
	退職金を受給していない場合を除き、不要です。
Q18.（前項に該当する場合を除き）退職金を受給していない場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.6
	（様式J）「家庭事情申立書」⑤にて、退職金を受給していない旨を申し立て、退職金が支給されないことが確認できる書類（例：雇用契約書等）と一緒に提出してください。

Q 19.住宅ローンや借金がある場合、考慮されるか？	(授) p.41
	借金等は考慮されません。
Q 20.書類提出時点で、きょうだいの進学先が決まっていない場合、どのようにすれば良いか？	(様式B)「家庭状況調書」の就学者欄に未定と記入し、進学先が決まり次第、必要書類を揃えて提出してください。 なお、必要書類の提出がない場合は、特別控除の対象となりません。
Q 21.きょうだいの学生証に有効期限の記載がない場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.7
	発行日がわかるのであれば、その学生証の提出で問題ありません。 発行日・有効期限の両方の記載がない場合は、在学証明書もしくは(様式G)「在学状況証明書」を提出してください。
Q22.きょうだいが予備校生/大学校生/大学の非正規生(研究生・聴講生)の場合、どのような書類を提出すれば良いか？	(入) p.19
	いずれも「就学者」に該当しないため、他の世帯構成員同様に書類が必要です。 所得・課税証明書に加え、収入が無ければ(様式J)「家庭事情申立書」②を、アルバイト等をしていれば収入に関する書類が必要です。
Q 23.長期療養者と認められる条件にはどのようなものがあるか？	(入) p.25
	基準日(前期は4月1日、後期10月1日)の最近6ヶ月より前に発病し、今後も引き続いて療養が必要な場合に長期療養者と認められます。
Q 24.(様式10)「長期療養証明書」の代わりに診断書と領収書の提出でも良いか？	(入) p.7
	診断書と領収書の提出でも構いません。ただし、診断書は原本の提出が必須で、領収書は写しの提出でも構いませんが、いずれも直近6か月以内に発行されたものでなければなりません。 また、領収書は診断書を発行した病院および診療科によるもののみが対象となりますので、ご注意ください。
Q 25.前期授業料免除申請で提出した診断書の原本について、後期の授業料免除申請ではそのコピーを提出しても問題ないか？	(入) p.7
	診断書は申請ごとに直近6か月以内に発行された原本が必要です。したがって、後期の授業料免除申請においても、再度原本を提出する必要があります。

3. [区分2] 独立生計者について

Q 1.独立生計者として申請できるのはどういう人か？	(入) p.2
	基準日(前期は4月1日、後期は10月1日)時点で、次の1～3全ての条件を満たす大学院生が申請可能です。※外国人留学生は除く 1. 所得税法上、父母等の扶養家族でない者 2. 父母等と別居している者 3. 本人又は配偶者に収入があり、その収入について所得申告がされ、市区町村から所得証明書が発行される者
Q 2.父母等の住所から住民票を移していないが、別居している場合、独立生計者として申請は可能か？	(入) p.2
Q 3.父母とは同居しているが、世帯分離をしている場合、独立生計者として申請は可能か？	実態や世帯分離の有無に関わらず、住民票上で父母等と同一住所にある者は、独立生計者として申請できません。
Q 4.基準日(前期は4月1日、後期は10月1日)以降に、父母等の扶養から外れる、または父母等の住所から住民票を移す場合、独立生計者として申請は可能か？	(入) p.2
	独立生計者として申請できません。基準日(前期は4月1日、後期は10月1日)で、「3.独立生計者について」Q.1の1～3全ての条件を満たしていることが条件です。
Q 5.独立生計者の1～3全ての条件を満たしているものの、親族から経済的支援(例：家賃の支払い等)を受けている場合、独立生計者として申請は可能か？	(入) p.2
Q 6.実家を離れ、親族(おじおば、祖父母等)と一緒に暮らしているものの、別生計である場合、独立生計者として申請は可能か？	独立生計者として申請できません。[区分3] 一般学生として申請してください。
Q 7.親族所有の物件で暮らしている場合、独立生計者として申請は可能か？(ただし、賃貸契約が成立している場合は除く)	
Q 8.独立生計に関する証明書類について、父母が離別して連絡が取れない場合や死亡している場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.4
	離別し連絡が取れない父母や、死亡した父母については、所得・課税証明書や源泉徴収票等の提出は不要です。その場合、(様式J)「家庭事情申立書」⑤に提出ができない理由を記入し、併せて提出してください。 ※状況に応じて証明書の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。
Q 9.母/父は健康保険上では父/母の扶養下にあるが、所得税法上では父の扶養外の場合、母の分の独立生計に関する証明書類は必要か？	(入) p.4
	所得税法上、扶養下でない場合は、提出が必要です。

Q 10.今年の 1 月以降に父母等の扶養を外れたため、独立生計に関する証明書類が提出できない場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.4
	個別に対応しますので、申請期間前日までに学生支援課に問い合わせてください。

4. [区分1] 外国人留学生について

Q 1.日本国外在住の父母が死亡した場合、学資負担者死亡を理由として申請可能か？	(入) p.3
	[区分1] 外国人留学生は、申請者本人を学資負担者とみなすため、学資負担者死亡を理由としての申請はできません。
Q 2.所得証明書が提出できない場合、どのようにすれば良いか？	(入) p.3
	[区分1] 外国人留学生は、本人分の提出が不要です。 もし、日本国内在住の家族がいる場合で、今年 1 月 2 日以降に来日した場合は、発行されません。 (理由については、「2.申請書類について」Q.8を確認) (様式J)「家庭事情申立書」⑤に提出ができない旨と来日した日を記載し、併せて提出してください。
Q 3.日本国外在住の家族が病気の場合、特別控除は適用されるか？	(入) p.3
	[区分1] 外国人留学生は、申請者本人を学資負担者とみなすため、日本国外在住の家族に関する状況は考慮されません。
Q 4.父母等が家賃や光熱水費、通信費を支払っており、自分がその負担をしていない場合、(様式13)「生活費に係る申告書」の該当項目に「0円」と記入しても問題ないか？	(入) p.29
	誰が支払っているかに関わらず、自分が使用した分の金額（自分にかかる費用分）を記入してください。
Q 5.電話やWi-Fiの料金を一括で支払ったため、直近3か月分の支払いがない場合、(様式13)「生活費に係る申告書」の該当項目に「0円」と記入しても問題ないか？	(入) p.29
	一括で支払った金額については、月割にした金額を記入してください。 (例： 1 月に 1 年分のWi-Fi料金12,000円を支払った場合、月額1,000円として記入)
Q 6.水道料金が 2 ヶ月に一回の請求の場合、水道料金の支払いを証明するものは、直近 1 回分(2か月分)の提出で良いか？	(入) p.30
	直近 2 回分(4 か月分)の水道料金の支払いを証明するものを提出してください。